

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 広島センター・基町ビル
- (2) 所在地 広島市中区基町 10 番地 11 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

NTT 都市開発株式会社

代表取締役 池田 康

東京都千代田区外神田四丁目 14 番 1 号

株式会社広島バスセンター

代表取締役 及川 享

広島市中区基町 6 番 27 号

株式会社そごう・西武

代表取締役 劉 勁

東京都豊島区南池袋一丁目 18 番 21 号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設 No.(配置図上に記載の番号)	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 No.1:そごう本館用	午前 8 時 00 分～午後 8 時 30 分
荷さばき施設 No.2:バスセンターテナント用	午前 7 時 30 分～午後 10 時 00 分
荷さばき施設 No.3:パセーラテナント用	午前 7 時 00 分～午後 8 時 00 分
荷さばき施設 No.4:ホテル・ホテル棟テナント用	午前 7 時 00 分～午後 8 時 00 分

(変更後)

荷さばき施設 No.(配置図上に記載の番号)	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 No.1:そごう本館用	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分
荷さばき施設 No.2:バスセンターテナント用	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分
荷さばき施設 No.3:パセーラテナント用	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分
荷さばき施設 No.4:ホテル・ホテル棟テナント用	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分

4 変更年月日

令和8年2月28日

5 届出年月日

令和8年2月27日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和8年3月11日から同年7月11日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和8年7月11日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課